

監理技術者の配置

- 元請負人たる建設業者は、下請負契約の請負代金額の合計が一定以上の場合は監理技術者を配置しなければならない。また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならない。(建設業法第26条第2項及び第3項)

監理技術者の役割

- 監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。(建設業法第26条の4)
- 具体的には、施工計画書等の作成・修正、主要な工程の立ち会い、工事の進捗や安全確認のための現場巡回、下請間の工程調整、工程会議等の開催、現場作業に係る実地の技術指導などを行っている。

< 監理技術者に係る要件 >

元請工事における 下請合計金額	4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・一級施工管理技士、一級建築士、技術士 ○実務経験者(指定建設業※を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 <p>※指定建設業: 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業</p>
工事現場における 専任の要件	<u>公共性のある施設若しくは工作物</u> 又は <u>多数の者が利用する施設若しくは工作物</u> に関する重要な建設工事で、請負金額が <u>3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上</u> で必要
その他の要件	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)

監理技術者の専任の緩和

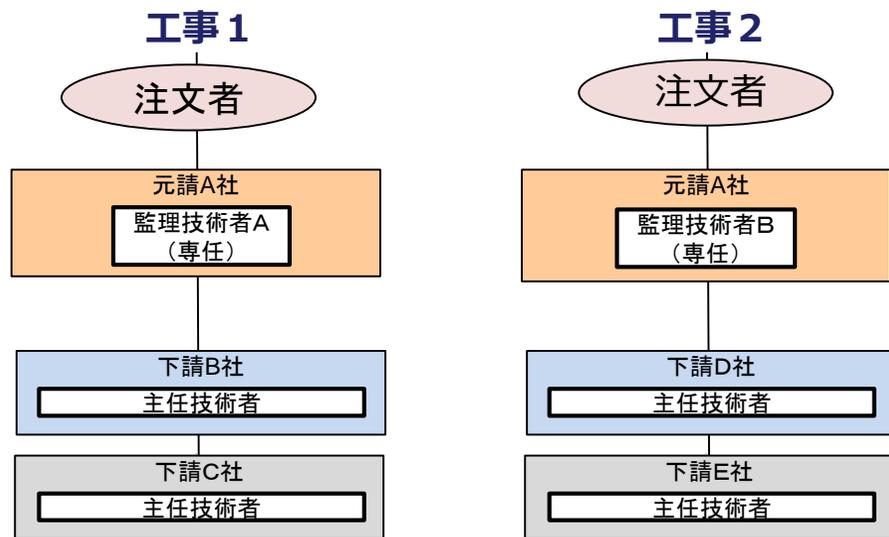
○改正建設業法(令和元年6月成立)により、生産性向上を図るため、監理技術者の専任配置要件を合理化し、**監理技術者補佐を工事現場毎に専任**で配置した場合、**監理技術者の兼務を可能**(当面2現場)とした。
(令和2年10月施行)

※ 監理技術者補佐の要件の1つである技士補については、令和3年度の技術検定で初めて付与される資格であるため、実態上監理技術者の兼務が活用されるのは令和3年度以降(制度上は本年10月以降監理技術者が監理技術者補佐となることが可能)。

○今後、**兼務活用現場の実態**や**ICT技術の活用方策**等について調査・検証し(令和3年度予算要求中)、**安全や品質を確保した上での拡充のあり方**について検討していく。

【現 状】

・建設工事の請負代金の額が3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)以上である場合については、**監理技術者は現場に専任の者**でなければならない。



【改正後】(令和2年10月施行)

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、**監理技術者の兼務を可能**とする(当面2現場)。
- ・政令で定める者は、**主任技術者の要件を有する者のうち、技士補の資格を持つ者**などとする。

